

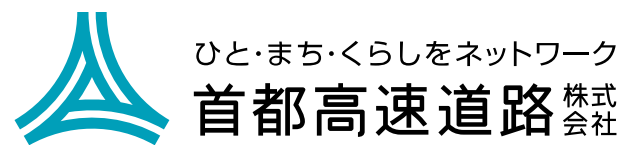
新：補修工事共通仕様書(2019年04月)

旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)

改訂内容

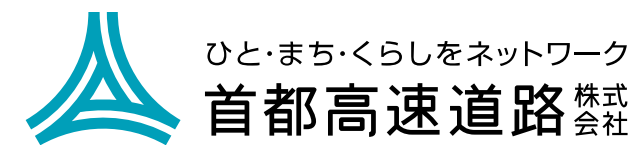
補修工事共通仕様書

2019年04月



補修工事共通仕様書

~~平成30~~年7月



変更

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
(全体) <u>工事</u>	(全体) <u>補修工事</u>	変更
第1章 総則	第1章 総則	変更
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
		(略)
1.1.2 用語の定義	1.1.2 用語の定義	
1 契約 <u>図</u> 書 契約書、設計図書及び <u>施工指示書</u> をいう。	1 契約書類 <u>補修</u> 契約書、 <u>設計図書</u> 及び <u>施工指示書</u> をいう。	変更
		(略)
3 図面 補修契約書第1条第2項による施工指示に際して、当社が示した設計図、当社から変更 <u>また</u> は追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。 <u>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</u>	3 図面 補修契約書第1条第2項による施工指示に際して、当社が示した設計図、当社から変更 <u>又</u> は追加された設計図 <u>及び</u> 設計図の基となる設計計算書等をいう。	変更
		(略)
18 指示 <u>契約図書の定めに基づき</u> 、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面 <u>により</u> 示し、実施させることをいう。	18 指示 監督職員が受注者に対し、 <u>補修工事</u> の施工上必要な事項について書面 <u>をもって</u> 示し、実施させることをいう。	変更
19 承諾 契約 <u>図</u> 書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員 <u>また</u> は受注者 <u>若しくは現場代理人</u> が書面により同意することをいう。	19 承諾 契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督職員 <u>又</u> は受注者が書面により同意することをいう。	変更
20 協議 書面により契約 <u>図</u> 書の協議事項について、発注者 <u>また</u> は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	20 協議 書面により契約書類の協議事項について、発注者 <u>若しくは</u> 監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	変更
21 提出 監督職員が受注者に対し、 <u>また</u> は受注者が監督職員に対し <u>工事に係わる</u> 書面 <u>また</u> はその他の資料を <u>示</u> し、 <u>説明する</u> ことをいう。	21 提出 監督職員が受注者に対し、 <u>又</u> は受注者が監督職員に対し、 <u>補修工事の施工上必要な事項を記載した</u> 書面 <u>又</u> はその他の資料を <u>説明し、差し出す</u> ことをいう。	変更
22 提示 監督職員が受注者に対し、 <u>また</u> は受注者が監督職員に対し <u>工事に係わる</u> 書面 <u>また</u> はその他の資料を示し、説明することをいう。	27 提示 監督職員が受注者に対し、 <u>又</u> は受注者が監督職員に対し <u>補修工事</u> に係わる書面 <u>又</u> はその他の資料を示し、説明することをいう。	変更
23 報告 受注者が監督職員に対し、 <u>工事</u> の状況 <u>または</u> 結果について書面をもって知らせることをいう。	22 報告 受注者が監督職員に対し、 <u>補修工事</u> の状況 <u>又は</u> 結果について書面をもって知らせることをいう。	変更
24 通知 発注者 <u>または</u> 監督職員と受注者 <u>または</u> 現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面 <u>により互いに</u> 知らせることをいう。	23 通知 発注者 <u>又は</u> 監督職員と受注者 <u>又は</u> 現場代理人の間で、 <u>監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、補修工事</u> の施工に関する事項について、書面 <u>をもって</u> 知らせることをいう。	追加
25 連絡 <u>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u>		追加
26 納品 <u>納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</u>		追加
27 電子納品 <u>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</u>		追加
28 書面 手書き、印刷物 <u>等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい</u> 、発行年月日を記載し、署名 <u>または</u> 押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	24 書面 手書き、印刷物 <u>の伝達物をいい</u> 、発行年月日を記載し、署名 <u>又は</u> 押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	追加

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>29 立会 契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p>	<p>25 立会 契約書類に示された項目について、監督職員が臨場し内容を<u>確認</u>することをいう。</p>	追加
<p>30 確認 契約図書に示された事項について、<u>監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u></p>	<p>26 確認 契約書類に示された事項について、<u>臨場又は関係資料により、その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。</u></p>	追加
<p>31 請求 発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手側に書面をもって行う行為又は同意を求めることをいう。</p>	<p>28 請求 発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手側に書面をもって行う行為又は同意を求めることをいう。</p>	追加
<p>32 品質計画 設計図書で要求された品質を満たすために、受注者が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものをいう。</p>	<p>29 品質計画 設計図書で要求された品質を満たすために、受注者が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものをいう。</p>	変更
<p>33 品質管理 品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。</p>	<p>30 品質管理 品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。</p>	変更
<p>34 規格証明書 設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行する資料をいう。</p>	<p>34 規格証明書 設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行する資料をいう。</p>	変更
<p>35 整備・保管 受注者が監督職員に<u>確認</u>を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することをいう。</p>	<p>32 整備・保管 受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することを<u>言</u>う。</p>	変更
<p>1.1.3 契約図書の解釈 1 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。 2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書、図面、補修工事共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	<p>1.1.3 契約書類の解釈 1 契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。 2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書、図面、補修工事共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.5 日数の解釈 契約図書において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	<p>1.1.5 日数の解釈 契約書類において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	変更
<p>1.1.6 遵守すべき法令等 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1)会計法(平成18年6月改正 法律第53号) (2)建設業法(平成26年6月改正 法律第69号) (3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号) (4)労働基準法(平成27年5月改正 法律第31号) (5)労働安全衛生法(平成29年5月改正 法律第41号) (6)作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第82号) (7)じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号) (8)雇用保険法(平成28年6月改正 法律第63号) (9)労働者災害補償保険法(平成27年5月改正 法律第17号) (10)健康保険法(平成30年7月改正 法律第79号) (11)中小企業退職金共済法(平成28年6月改正 法律第66号) (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成30年7月改正 法律第71号) (13)出入国管理及び難民認定法(平成28年11月改正 法律第89号)</p>	<p>1.1.6 遵守すべき法令等 1 受注者は、当該補修工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1)会計法(平成18年6月改正 法律第53号) (2)建設業法(平成26年6月改正 法律第69号) (3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号) (4)労働基準法(平成27年5月改正 法律第31号) (5)労働安全衛生法(平成27年5月改正 法律第17号) (6)作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第82号) (7)じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号) (8)雇用保険法(平成28年6月改正 法律第63号) (9)労働者災害補償保険法(平成27年5月改正 法律第17号) (10)健康保険法(平成28年12月改正 法律第114号) (11)中小企業退職金共済法(平成28年6月改正 法律第66号) (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成28年5月改正 法律第47号) (13)出入国管理及び難民認定法(平成28年11月改正 法律第89号)</p>	変更

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>(14)道路法_(平成30年3月改正 法律第6号)</p> <p>(15)道路交通安全法_(平成29年6月改正 法律第52号)</p> <p>(16)道路運送法_(平成28年12月改正 法律第106号)</p> <p>(17)道路運送車両法_(平成29年5月改正 法律第40号)</p> <p>(18)砂防法_(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19)地すべり等防止法_(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(20)河川法_(平成29年5月改正 法律第31号)</p> <p>(21)海岸法_(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(22)港湾法_(平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(23)港則法_(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(24)漁港漁場整備法_(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(25)下水道法_(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(26)航空法_(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(27)公有水面埋立法_(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28)軌道法_(平成18年3月改正 法律第19号)</p> <p>(29)森林法_(平成30年6月改正 法律第35号)</p> <p>(30)環境基本法_(平成26年5月改正 法律第46号)</p> <p>(31)火薬類取締法_(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(32)大気汚染防止法_(平成27年6月改正 法律第41号)</p> <p>(33)騒音規制法_(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34)水質汚濁防止法_(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(35)湖沼水質保全特別措置法_(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(36)振動規制法_(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律_(平成29年6月改正 法律第61号)</p> <p>(38)文化財保護法_(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(39)砂利採取法_(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(40)電気事業法_(平成28年6月改正 法律第59号)</p> <p>(41)消防法_(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(42)測量法_(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43)建築基準法_(平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(44)都市公園法_(平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46)土壌汚染対策法_(平成29年5月改正 法律第33号)</p> <p>(47)駐車場法_(平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(48)海上交通安全法_(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49)海上衝突予防法_(平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律_(平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(51)船員法_(平成29年4月改正 法律第21号)</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法_(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(53)船舶安全法_(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(54)自然環境保全法_(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(55)自然公園法_(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(58)河川法施行法抄_(平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59)技術士法_(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(60)漁業法_(平成30年7月改正 法律第75号)</p> <p>(61)空港法_(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(62)計量法_(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)厚生年金保険法_(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(64)航路標識法_(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律_(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66)最低賃金法_(平成24年4月改正 法律第27号)</p>	<p>(14)道路法(平成28年3月改正 法律第19号)</p> <p>(15)道路交通安全法(平成27年9月改正 法律第76号)</p> <p>(16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第106号)</p> <p>(17)道路運送車両法(平成28年11月改正 法律第86号)</p> <p>(18)砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19)地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(20)河川法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(21)海岸法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(22)港湾法(平成28年5月改正 法律第45号)</p> <p>(23)港則法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(26)航空法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(27)公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28)軌道法(平成18年3月改正 法律第19号)</p> <p>(29)森林法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(30)環境基本法(平成26年5月改正 法律第46号)</p> <p>(31)火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(32)大気汚染防止法(平成27年6月改正 法律第41号)</p> <p>(33)騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34)水質汚濁防止法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(35)湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(36)振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成27年7月改正 法律第58号)</p> <p>(38)文化財保護法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(39)砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(40)電気事業法(平成28年6月改正 法律第59号)</p> <p>(41)消防法(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(42)測量法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43)建築基準法(平成28年6月改正 法律第72号)</p> <p>(44)都市公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46)土壌汚染対策法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(47)駐車場法(平成23年12月改正 法律第122号)</p> <p>(48)海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49)海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成26年6月改正 法律第73号)</p> <p>(51)船員法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(53)船舶安全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(54)自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(55)自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(58)河川法施行法抄(平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59)技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(60)漁業法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(61)空港法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(62)計量法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(64)航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66)最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)</p>	

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>(67)職業安定法_(平成29年3月改正 法律第14号) (68)所得税法_(平成30年1月改正 法律第7号) (69)水産資源保護法_(平成27年9月改正 法律第70号) (70)船員保険法_(平成29年6月改正 法律第52号) (71)著作権法_(平成30年7月改正 法律第70号) (72)電波法_(平成30年12月改正 法律第102号) (73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号) (74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律_(平成29年3月改正 法律第14号) (75)農薬取締法_(平成30年6月改正 法律第53号) (76)毒物及び劇物取締法_(平成27年6月改正 法律第50号) (77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律_(平成29年5月法律第41号) (78)公共工事の品質確保の促進に関する法律_(平成26年6月法律第56号) (79)警備業法_(平成23年6月改正 法律第61号) (80)個人情報保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号) (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年5月改正 法律第32号) (82)車両制限令(平成26年5月改正_政令第187号) (83)道路交通法施行令(平成30年1月改正 政令第1号)</p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。 3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。 4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協議により決定しなければならない。</p>	<p>(67)職業安定法(平成28年5月改正 法律第47号) (68)所得税法(平成28年11月改正 法律第89号) (69)水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号) (70)船員保険法(平成28年12月改正 法律第144号) (71)著作権法(平成28年5月改正 法律第51号) (72)電波法(平成27年5月改正 法律第26号) (73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号) (74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成28年3月改正 法律第17号) (75)農薬取締法(平成26年6月改正 法律第69号) (76)毒物及び劇物取締法(平成27年6月改正 法律第50号) (77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月法律第50号) (78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月法律第56号) (79)警備業法(平成23年6月改正 法律第61号) (80)個人情報保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号) (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号) (82)車両制限令(平成26年5月改正_政令第187号) (83)道路交通法施行令(平成28年7月改正 政令第258号)</p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。 3 受注者は、当該補修工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	
		(略)
<p>1.1.9 官公庁等への手続等 <u>1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</u> <u>2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。</u> <u>3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</u> <u>4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</u> <u>5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</u> <u>6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</u> <u>7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</u> <u>8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等、明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</u></p>	<p>1.1.9 関係官公署等への手続き等 1 受注者は、補修工事期間中、関係官公署その他の関係機関及び地元住民等と緊密な連絡及び十分な協議を保たなければならない。 2 受注者は、補修工事の施工に当たり、法令若しくは条例又は設計図書の定めにより、受注者が行うべき履行上必要な関係官公署への届出等を行うときは、自らの責任と費用により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。 3 受注者は、前項に規定する届け出等に際しては、事前にその内容を記載した文書により報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。 4 受注者は、常に届出又は許可の条件を把握して補修工事を施工するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。 5 受注者は、地域住民等から補修工事の施工に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域住民等との間に紛争が生じないように努め、苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その内容について後日紛争とならないよう文書にて記録を残す等明確にしておくとともに、状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。 6 受注者は、国、都、県、区市町村その他の公共団体及び地域住民等と補修工事の施工上必要な協議を、受注者の行うべきものについては自らの責任において行うものとする。受注者は、協議に先立ち、事前報告の上、これらの協議に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.13 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。<u>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u> (1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2)下請負者が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。 (3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p>	<p>1.1.13 補修工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1)受注者が、補修工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2)下請負者が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。 (3)下請負者は、当該下請負補修工事の施工能力を有すること。</p>	追加

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、<u>施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出</u>しなければならない。</p> <p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1)建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2)安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3)監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</p> <p>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="504 640 988 884" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者</p> <p>氏名 ○○ ○○</p> <p>工事名 ○○改良工事</p> <p>工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日</p> <p>写真 2 cm × 3 cm 程 度</p> <p>会社 ◇◇建設株式会社</p> <p style="text-align: right;">印</p> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。</p> <p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1)建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2)安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3)監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</p> <p>(4)一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</p> <p>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="1825 640 2309 884" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者</p> <p>氏名 ○○ ○○</p> <p>工事名 ○○改良工事</p> <p>工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日</p> <p>写真 2 cm × 3 cm 程 度</p> <p>会社 ◇◇建設株式会社</p> <p style="text-align: right;">印</p> </div> <p>[注1]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2]所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1)総括監督員は、補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2)総括監督員は、決定、指示又は協議において、当社の判断を行う者である。</p> <p>(3)総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4)総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 補修契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理</p> <p>ニ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ホ 補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 補修契約書第14条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 補修契約書第14条第5項の規定に基づく受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 補修契約書第16条第3項の規定に基づく調査結果の通知</p> <p>リ 補修契約書第18条の規定に基づく工事の全部又は一部の施工の一時中止の通知</p> <p>ヌ 補修契約書第21条第2項の規定に基づく指示工期変更の発注者と受注者の協議開始日の通知</p> <p>ル 補修契約書第22条第2項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の通知</p> <p>ヲ 補修契約書第23条第3項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の通知</p> <p>ワ 補修契約書第27条第1項の規定に基づく不可抗力による損害の報告受領</p> <p>カ 補修契約書第27条第2項の規定に基づく不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知</p> <p>ヨ 補修契約書第36条第1項の規定に基づく破壊検査</p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1)総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、</p>	<p>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1)総括監督員は、補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2)総括監督員は、決定、指示又は協議において、当社の判断を行う者である。</p> <p>(3)総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4)総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 補修契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理</p> <p>ニ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ホ 補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 補修契約書第14条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 補修契約書第14条第5項の規定に基づく受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 補修契約書第16条第3項の規定に基づく調査結果の通知</p> <p>リ 補修契約書第18条の規定に基づく補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の通知</p> <p>ヌ 補修契約書第21条第2項の規定に基づく指示工期変更の発注者と受注者の協議開始日の通知</p> <p>ル 補修契約書第22条第2項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の通知</p> <p>ヲ 補修契約書第23条第3項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の通知</p> <p>ワ 補修契約書第27条第1項の規定に基づく不可抗力による損害の報告受領</p> <p>カ 補修契約書第27条第2項の規定に基づく不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知</p> <p>ヨ 補修契約書第36条第1項の規定に基づく破壊検査</p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1)総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、</p>	<p><u>変更</u></p>

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>(1)総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)主任監督員は、契約図書の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うことができる。</p> <p>(3)主任監督員は、契約図書において現場監督員の立会の上施工すると指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても随時立会、又は他の担当監督員に命じて立ち合わせることができる。</p> <p>(4)主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 補修契約書第7条第2項に掲げる権限</p> <p>ニ 補修契約書第7条第4項に掲げる行為</p> <p>ホ 補修契約書第7条第5項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>チ 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会</p> <p>リ 補修契約書第12条第4項に掲げる請求</p> <p>ヌ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為</p> <p>ル 補修契約書第13条第2項に掲げる検査</p> <p>ヲ 補修契約書第16条第2項に掲げる調査</p> <p>ワ 補修契約書第24条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>(1)総括監督員は、工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約図書に定める検査及び立会(確認を含む)を行うことができる。</p> <p>(3)担当監督員は、主任監督員の指示に基づき工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な指示を行うことができる。</p> <p>(4)担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。</p> <p>イ 補修契約書第7条第2項第2号に掲げる権限</p> <p>ロ 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>ハ 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会</p> <p>ニ 補修契約書第12条第4項に掲げる請求</p> <p>ホ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為</p> <p>ヘ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p> <p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示又は承諾を行ったときは、受注者は、当該指示又は承諾に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による指示又は承諾は、当該指示又は承諾の日から7日以内に、「工事打合せ簿」により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。</p>	<p>総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うことができる。</p> <p>(3)主任監督員は、契約書類において現場監督員の立会いの上施工すると指定された補修工事のほか、主任監督員が必要と認める補修工事についても随時立会、又は他の担当監督員に命じて立ち合わせることができる。</p> <p>(4)主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 補修契約書第7条第2項に掲げる権限</p> <p>ニ 補修契約書第7条第4項に掲げる行為</p> <p>ホ 補修契約書第7条第5項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>チ 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会</p> <p>リ 補修契約書第12条第4項に掲げる請求</p> <p>ヌ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為</p> <p>ル 補修契約書第13条第2項に掲げる検査</p> <p>ヲ 補修契約書第16条第2項に掲げる調査</p> <p>ワ 補修契約書第24条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>(1)総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約書類に定める検査及び立会(確認を含む)を行うことができる。</p> <p>(3)担当監督員は、主任監督員の指示に基づき補修工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な指示を行うことができる。</p> <p>(4)担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。</p> <p>イ 補修契約書第7条第2項第2号に掲げる権限</p> <p>ロ 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>ハ 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会</p> <p>ニ 補修契約書第12条第4項に掲げる請求</p> <p>ホ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為</p> <p>ヘ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p> <p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示又は承諾を行ったときは、受注者は、当該指示又は承諾に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による指示又は承諾は、当該指示又は承諾の日から7日以内に、「工事打合せ簿」により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。</p>	
<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者(以下「主任技術者」という。)又は専任の監理技術者(以下「監理技術者」という。)、専門技術者、を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 補修契約書第8条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びア</p>	<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者(以下「主任技術者」という。)又は専任の監理技術者(以下「監理技術者」という。)、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者(以下「元方安全衛生管理者」という。)を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないとき</p>	<p>変更</p>

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>アルバイトを除く。</p> <p>3 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>4 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定にあつては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>なお、監理技術者の選定において、建設業法第26条第2項の指定建設業は、土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業とする。</p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は、原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者 イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、土木施工管理(一級・二級)又は建設機械施工(一級・二級)に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、土木施工管理(一級)又は建設機械施工(一級)に関する検定種目に合格した者 ロ 技術士[建設部門、農業部門(農業土木)、森林部門(森林土木若しくは林業)若しくは環境部門(自然環境保全)]の資格保有者。ただし、平成13年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。 ハ 技術士[総合技術監理部門(上記ロの部門に該当する選択科目)]の資格保有者</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する技術者</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する技術者</p> <p>6 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。</p>	<p>は、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、契約締結後14日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>3 補修契約書第8条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2第6項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定にあつては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>なお、監理技術者の選定において、建設業法第26条第2項の指定建設業は、土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業とする。</p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は、原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者 イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、土木施工管理(一級・二級)又は建設機械施工(一級・二級)に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、土木施工管理(一級)又は建設機械施工(一級)に関する検定種目に合格した者 ロ 技術士[建設部門、農業部門(農業土木)、森林部門(森林土木若しくは林業)若しくは環境部門(自然環境保全)]の資格保有者。ただし、平成13年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。 ハ 技術士[総合技術監理部門(上記ロの部門に該当する選択科目)]の資格保有者</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する技術者</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第2項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者 (2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者) (3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係る法規及び実務に精通した者 (4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛</p>	

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
	生に係わる法規及び実務に精通した者	
		(略)
<p>1.1.23 受注者が確保すべき用地等</p> <p>1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>2 受注者は、工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。</p> <p>3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p>	<p>1.1.23 受注者が確保すべき用地等</p> <p>1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び補修工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、補修工事の施工上必要とする用地とは、受注者が使用する用地等の借地をいう。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工に必要な用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。</p> <p>3 受注者は、補修工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.26 工事の中止</p> <p>1 総括監督員は、補修契約書第18条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p> <p>(3) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(4) 天候条件の変化により、作業が不相当な場合。</p> <p>(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。</p> <p>(6) 受注者が契約図書に違反した場合、又は監督職員の指示に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。</p>	<p>1.1.26 補修工事の中止</p> <p>1 総括監督員は、補修契約書第18条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、補修工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため補修工事の続行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2) 補修工事着手後、環境問題等の発生により補修工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p> <p>(3) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(4) 天候条件の変化により、作業が不相当な場合。</p> <p>(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。</p> <p>(6) 受注者が契約書類に違反した場合又は監督職員の指示に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、補修工事中止期間において、補修工事の出来形部分、補修工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、補修工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その補修工事の維持保全に努めるとともに、補修工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.29 工事の完成</p> <p>1 受注者は、施工指示書に係る工事が完成したときは、補修契約書第28条第1項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 工事の完成日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示された工事が完成していること。</p> <p>(2) 補修契約書第15条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合又は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 施工指示書(写し)</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 維持補修工事完成届</p> <p>ニ 施工計画書及び作業計画書</p> <p>ホ 実施工程表</p> <p>ヘ 工事打合せ簿</p> <p>ト 工事週報等</p> <p>チ 材料検査に関する書類</p> <p>リ 貸与品に関する書類</p> <p>ヌ 図面及び出来形図表</p> <p>ル 現場検査カード</p> <p>ヲ 工事写真</p>	<p>1.1.29 補修工事の完成</p> <p>1 受注者は、施工指示書に係る補修工事が完成したときは、補修契約書第28条第1項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 補修工事の完成日とは補修工事が完成した日をいい、補修工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示された補修工事が完成していること。</p> <p>(2) 補修契約書第15条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合又は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 施工指示書(写し)</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 維持補修工事完成届</p> <p>ニ 施工計画書及び作業計画書</p> <p>ホ 実施工程表</p> <p>ヘ 工事打合せ簿</p> <p>ト 工事週報等</p> <p>チ 材料検査に関する書類</p> <p>リ 貸与品に関する書類</p> <p>ヌ 図面及び出来形図表</p> <p>ル 現場検査カード</p>	変更

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容								
<p>ワ 材料計算書 カ 管理カード ヨ 工事完了明細報告書 タ その他検査に必要な書類、記録等</p> <p>3 補修契約書第32条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。 なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ補修契約書第28条第2項及び第6項に規定するものをいう。 遅延日数=(補修工事完成届受領日-指示工期末日) +(修補完了通知書受領日-不合格の通知日)</p> <p>4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。</p> <p>6 受注者は、1.7.2に掲げるしゅん功検査を受検し合格した場合は、「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。</p>	<p>ヲ 工事写真 ワ 材料計算書 カ 「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」(首都高速道路株式会社平成22年7月制定)に基づき作成した管理カード</p> <p>ヨ 工事完了明細報告書 タ その他検査に必要な書類、記録等</p> <p>3 補修契約書第32条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。 なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ補修契約書第28条第2項及び第6項に規定するものをいう。 遅延日数=(補修工事完成届受領日-指示工期末日) +(修補完了通知書受領日-不合格の通知日)</p> <p>4 受注者は、工事が完成したときは、当社制定の「工事完了明細報告書作成マニュアル(受注者用)」に基づき、監督職員から提出された工事完了明細報告書に記入し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託又は請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員から指示を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、1.7.2に掲げるしゅん功検査を受検し合格した場合は、「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。</p>									
<p>1.1.37 しゅん功図書</p> <p>1 受注者は、当社制定「電子納品等運用ガイドライン」に基づきしゅん功図書を作成し、納品しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるとき又は監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない。</p>	<p>1.1.37 しゅん功図書</p> <p>1 受注者は、当社制定「電子納品等運用ガイドライン」に基づきしゅん功図書を作成し、提出しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した補修工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるとき又は監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない。</p>	(略) 変更								
<p>1.1.39 建設副産物</p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されているか確認しなければならない。また、監督職員が必要と認め指示したときは、閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>7 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で</p>	<p>1.1.39 建設副産物</p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される補修工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されているか確認しなければならない。また、監督職員が必要と認め指示したときは、閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する工事のうち、当該工事が一定規模以上の工事(表-1.1)の場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 表-1.1 一定規模以上の工事</p> <table border="1" data-bbox="1389 1879 2671 2016"> <thead> <tr> <th>再生資源利用計画(実施書)の作成</th> <th>再生資源利用促進計画(実施書)の作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の建設資材を搬入する工事</td> <td>次の副産物を搬出する工事</td> </tr> <tr> <td>1. 主砂.....1,000m³以上</td> <td>1. 主砂.....1,000m³以上</td> </tr> <tr> <td>2. 碎石.....500t以上</td> <td>2. コンクリート塊</td> </tr> </tbody> </table>	再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成	次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事	1. 主砂.....1,000m ³ 以上	1. 主砂.....1,000m ³ 以上	2. 碎石.....500t以上	2. コンクリート塊	(略) 変更
再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成									
次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事									
1. 主砂.....1,000m ³ 以上	1. 主砂.....1,000m ³ 以上									
2. 碎石.....500t以上	2. コンクリート塊									

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)		改訂内容
<p>規定する施工計画書に記載しなければならない。また、<u>工事</u>完成後、速やかに建設廃棄物処理実施書を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>8 受注者は、「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載のうえ、説明しなければならない。</p>	<p>3 加熱アスファルト混合物…200t以上</p>	<p>アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材合計 200t以上 建設汚泥 建設混合廃棄物</p>	
			(略)
<p>1.1.42 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者 <u>また</u>は監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者、<u>専任技術者</u>(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>1.1.42 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1 発注者 <u>又は</u>監督職員は、現場代理人 (統括安全衛生責任者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者 <u>又は</u>監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者 <u>又は</u>統括安全衛生責任者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)、総括安全衛生監理者、元方安全衛生管理者、元方安全衛生管理代理者が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>		<u>変更</u>
			(略)
第4節 施工管理	第4節 施工管理		
<p>1.4.1 一般</p> <p>1 受注者は、<u>工事</u>目的物が契約<u>図</u>書に適合するよう<u>工事</u>を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。</p>	<p>1.4.1 一般</p> <p>受注者は、<u>補修工事</u>目的物が契約書類に適合するよう<u>補修工事</u>を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。</p>		<u>変更</u>
			(略)
<p>1.4.3 施工計画書</p> <p>1 受注者は、<u>工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての</u>施工計画書を監督職員に提出し、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する施工計画書を作成するものとする。</p> <p>(1) 工事概要 (2) <u>実施工程表(事前に1.4.2により、監督職員の承諾を得ること。)</u> (3) <u>現場組織表</u> (4) <u>主要機械</u> (5) <u>主要資材</u> (6) <u>施工方法(主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む)</u> (7) <u>施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理)</u> (8) <u>安全管理</u> (9) <u>緊急時の体制及び対応</u> (10) <u>交通管理</u> (11) <u>環境対策</u> (12) <u>現場作業環境の整備</u> (13) <u>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</u></p>	<p>1.4.3 施工計画書</p> <p>1 受注者は、<u>契約後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「施工計画書」を提出</u>しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する施工計画書を作成するものとする。</p> <p>(1) <u>補修工事概要</u> (2) <u>現場組織図</u> (3) <u>緊急時の体制(連絡体制含む)</u> (4) <u>仮設備計画</u> (5) <u>保安設備</u> (6) <u>主要材料(品名、規格、製造業者名を記載する。)</u> (7) <u>主要機械</u> (8) <u>施工計画</u> (9) <u>土砂等搬送計画</u> (10) <u>工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画</u> (11) <u>環境対策</u> (12) <u>安全衛生管理</u> (13) <u>防災対策計画</u> (14) <u>社内検査体制(工種毎の検査責任者及び検査項目を記載する。)</u> (15) <u>品質出来形管理体制</u></p>		<u>変更</u>

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>(14)その他(例：ETC業務用カードの管理等)</p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p>(16)建設廃棄物処理計画</p> <p>(17)その他必要と認められる事項(ETC業務用カードの管理等)</p> <p>2 受注者は、「施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該補修工事に着手する前に「変更施工計画書」を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について「変更施工計画書」の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、各工種毎の施工体制、細部計画等補修工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、「施工計画書」又は「変更施工計画書」を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	
		(略)
<p>1.4.6 作業計画書</p> <p>1 受注者は、設計図書に定められているとき、または監督職員からの指示があった場合には、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p><u>(1)現場組織表(当該作業に関する施工体制)</u></p> <p><u>(2)当該工種の施工工程</u></p> <p><u>(3)当該工種の施工方法(施工順序及び施工範囲含む)</u></p> <p><u>(4)使用資材</u></p> <p><u>(5)使用機械</u></p> <p><u>(6)施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理・社内検査体制)</u></p> <p><u>(7)その他各節に特に定める事項等</u></p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、「変更作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合には、作業計画書に記載すべき内容を施工計画書もしくは変更施工計画書に記載することで作業計画書の提出を省略することができる。</p> <p>5 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差し込むこと。</p>	<p>1.4.6 作業計画書</p> <p>1 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員が必要と認め指示したときは、当該作業着手前に、作業順序、作業方法、社内検査体制等の詳細を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、「作業計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に「変更作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</p> <p>4 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差し込むこと。</p>	変更
		(略)
<p>1.4.11 工事週報等</p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認できるようにしなければならない。</p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。この場合、省略する期間を打合せ簿により主任監督員に報告すること。ただし、主任監督員から提出の指示があった場合にはこの限りではない。</p> <p>3 第1項において、監督職員が認めた工事については「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p>	<p>1.4.11 工事週報等</p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認できるようにしなければならない。</p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間及びその他監督職員が認めた場合には、監督職員の承諾を受けた上で、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p> <p>3 第1項において、監督職員が認めた補修工事については「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p> <p>5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>1.4.13 環境保全</p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日)、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければなら</p>	<p>1.4.14 環境保全</p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日)、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び補修工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければなら</p>	変更

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>ない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正_法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編_」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1)東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年12月22日条例第215号)</p> <p>(2)神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成9年10月17日条例第35号)</p> <p>(3)埼玉県：埼玉県生活環境保全条例(平成13年7月17日条例第57号)</p> <p>(4)千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例(平成14年3月26日条例第2号)</p> <p>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種のの調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>10 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等</p>	<p>らない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、補修工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1)東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年12月22日条例第215号)</p> <p>(2)神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成9年10月17日条例第35号)</p> <p>(3)埼玉県：埼玉県生活環境保全条例(平成13年7月17日条例第57号)</p> <p>(4)千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例(平成14年3月26日条例第2号)</p> <p>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種のの調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>10 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正法律第66号)、「グリーン購入</p>	

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>(国等による環境物品等の調達に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>	<p>法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>	
<p>1.4.14 作業用機械の選定等</p> <p>1 受注者は、<u>工事</u>に使用する建設機械の選定、使用等について、<u>1.4.14に示される機械を選定、使用等しなければならない。</u></p> <p>2 受注者は、作業用機械の操作、組立<u>また</u>は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1.4.13 作業用機械の選定等</p> <p>1 受注者は、<u>補修工事</u>に使用する建設機械の選定、使用等について、<u>設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。</u></p> <p>2 受注者は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通大臣官房技術審議官通達平成14年4月1日)」及び「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)」に基づき、原則として指定された排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用しなければならない。なお、施工現場又は補修基地において使用する建設機械の写真撮影を行い、主任監督員に提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、騒音規制法第14条及び振動規制法第14条に基づき、区市に届出を行ったときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、作業用機械の操作、組立<u>又</u>は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>1.4.16 支給材料及び貸与品</p> <p>支給材料及び貸与品については、補修契約書第13条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1)受注者は、<u>支給材料及び貸与品を補修契約書第13条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</u></p> <p>(2)受注者は、補修契約書第13条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、<u>引き渡しの日から7日以内</u>に「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</p> <p>(3) <u>補修契約書第13条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。</u></p> <p>(4)受注者は、支給材料及び貸与品の<u>受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</u></p> <p>(5)受注者は、しゅん功時(しゅん功前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点)に、<u>「支給材料・貸与材料返還通知書」を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>(6)受注者は、<u>補修契約書第13条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、「支給材料・貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。</u> <u>なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</u></p> <p>(7)受注者は、支給材料<u>及び</u>貸与物件の修理等を行う場合、<u>事前に監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(8)受注者は、貸与鋼材の使用に<u>当たって溶接または切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接・切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(9)受注者は、<u>支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</u></p> <p>(10)支給材料及び貸与物件の所有権は、<u>受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</u></p> <p>(11)受注者は、支給材料<u>または</u>貸与品について、<u>当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</u></p> <p>(12)受注者は、<u>当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</u></p>	<p>1.4.16 支給材料及び貸与品</p> <p>支給材料及び貸与品については、補修契約書第13条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>1 補修契約書第13条第1項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修契約書第13条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、支給材料又は貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料又は貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</p> <p>5 受注者は、支給材料又は貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>6 受注者は、毎月5日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</p> <p>7 受注者は、貸与鋼材の使用にあたって溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願又は貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>8 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</p> <p>9 受注者は、補修契約書第13条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。</p>	変更
<p>1.4.17 工事現場発生品</p> <p>1 受注者は、<u>設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督</u></p>	<p>1.4.17 現場発生品</p> <p>1 受注者は、<u>補修工事の施工に伴い、設計図書に定めのない現場発生品を発見したときは、直ちに報告し、</u></p>	変更

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>職員に引き渡すとともに、<u>あわせて現場発生品調書を作成し</u>、監督職員を<u>通じて発注者に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものである場合は、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出</u>しなければならない</p>	<p>監督職員の<u>指示を受けるとともに、当該発生品の品名、規格及び数量について監督職員の確認を受けた後、「発生品報告書」を提出</u>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>補修工事の施工によって生じた現場発生品について、監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。</u></p>	
<p>第5節 安全衛生管理</p>	<p>第5節 安全衛生管理</p>	
<p></p>	<p>(略)</p>	
<p>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</p> <p>1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。</p> <p>2 <u>受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、「総括安全衛生監理者等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「総括安全衛生管理者等選定通知書」により提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</u></p> <p>5 <u>受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</u></p> <p>6 <u>受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</u></p> <p><u>(1)総括安全衛生監理者</u> <u>受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</u></p> <p><u>(2)統括安全衛生責任者</u> <u>労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</u></p> <p><u>(3)元方安全衛生管理者</u> <u>労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</u></p> <p><u>(4)元方安全衛生管理代理者</u> <u>労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</u></p> <p>7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1)労働者の危険<u>または</u>健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2)労働者の安全<u>または</u>衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3)健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4)労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5)毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの<u>確認</u>をすること。</p> <p>(6)工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を<u>指示</u>すること。</p> <p>(7)現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8)その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>8 統括安全衛生責任者は、現場<u>または</u>補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を<u>統括</u>管理しなければならない。</p> <p>(1)<u>工事</u>を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の<u>必要がある</u>場合は、直ちに処置<u>すること。</u></p> <p>(2)災害及び事故が発生したとき<u>または</u>発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、<u>労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告</u>するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>9 元方安全衛生管理者は、現場<u>または</u>補修基地に<u>専属の者</u>とし、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統</p>	<p>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</p> <p>1 受注者は、<u>1.1.16に規定する</u>総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。<u>統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</u></p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1)労働者の危険<u>又は</u>健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2)労働者の安全<u>又は</u>衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3)健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4)労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5)毎月1回以上<u>補修工事</u>現場内外を巡視して<u>補修工事</u>現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり<u>補修工事</u>の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6)<u>補修工事</u>を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7)現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8)その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場<u>又は</u>補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1)<u>補修工事</u>を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、<u>その結果をとりまとめた上で監督職員に報告</u>しなければならない。</p> <p>(2)災害及び事故が発生したとき<u>又は</u>発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を<u>補修工事</u>現場周辺から退去させ、<u>報告</u>するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場<u>又は</u>補修基地に<u>常駐</u>し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、<u>次に掲げる業務を管理しなければならない。</u></p> <p><u>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</u></p> <p>(1)<u>補修工事</u>を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置<u>すること。</u></p> <p>(2)<u>安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</u></p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、<u>現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</u></p> <p><u>なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあっては、他の技術者と兼務できない。</u></p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と<u>協議</u>の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し<u>通知</u>するものとする。</p> <p>7 受注者は、<u>補修工事</u>中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第29条に基づき実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</p> <p>10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、この場合、代理を務める期間にあつては現場または補修基地に専属の者でなければならない。</p> <p>11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し通知するものとする。</p> <p>12 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>		
		(略)
<p>1.5.11 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、補修契約書第26条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>工事</u>車両による土砂等、<u>工事</u>用資材及び機械などの輸送を伴う<u>工事</u>については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る<u>工事</u>の施工にあつては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6 受注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の補修作業終了時及び何らかの理由により補修作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に<u>工事</u>等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合には監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>12 <u>工事</u>の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、<u>確認の記録を整備</u>しなければならない。なお、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。</p>	<p>1.5.11 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、補修契約書第26条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>補修工事</u>車両による土砂等、<u>補修工事</u>用資材及び機械などの輸送を伴う<u>補修工事</u>については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る<u>補修工事</u>の施工にあつては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6 受注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の補修作業終了時及び何らかの理由により補修作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に<u>補修工事</u>等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合には監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>12 <u>補修工事</u>の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者は、<u>チェックシート</u>により、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員から<u>チェックシートの提出</u>指示があった場合は、速やかに提出すること。</p>	変更

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
		(略)
第6節 監督職員が行う検査	第6節 監督職員が行う検査	
1.6.1 一般 1 監督職員は、 設計図書 及び 施工指示書 に定められた出来形及び品質を確保するため、書類又は 立会 により、出来形、品質、数量等を 確認 する検査を行うものとする。この場合において、受注者が1.4.10により 提示 した現場社内検査の結果を参考とする。 2 <u>受注者は、監督職員が行う検査について、あらかじめその頻度を計画できる場合には監督職員と協議の上、施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定常的となった場合や、品質及び出来形に均一性が確認できる場合には、監督職員と協議の上、その頻度を見直すことができる。</u>	1.6.1 一般 監督職員は、 設計図書 及び 施工指示書 に定められた出来形及び品質を確保するため、書類又は 立会 により、出来形、品質、数量等を 確認 する検査を行うものとする。この場合において、受注者が1.4.9により 提示 した現場社内検査の結果を参考とする。	追加
1.6.2 検査 1 受注者は、 設計図書 の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう 指示 した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに 提出 しなければならない。 2 監督職員は、工事期間中、工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。 3 前項において総括監督員が必要と認めるときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部又は一部の工程について 立会 又は検査を行うことができる。 4 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の 確認 のために資料の 提出 を求めたときは、これに従わなければならない。 5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.9第3項に規定する現場社内検査責任者 もしくは 1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。 6 受注者は、自ら補修又は改作を行うときは、監督職員の 承諾 を得なければならない。	1.6.2 検査 1 受注者は、 設計図書 の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう 指示 した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに 提出 しなければならない。 2 監督職員は、工事期間中、工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。 3 前項において総括監督員が必要と認めるときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部又は一部の工程について 立会 又は検査を行うことができる。 4 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の 確認 のために資料の 提出 を求めたときは、これに従わなければならない。 5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.9第3項に規定する現場社内検査責任者 及び 1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。 6 受注者は、自ら補修又は改作を行うときは、監督職員の 承諾 を得なければならない。	変更
		(略)
第7節 検査員等が行う検査	第7節 検査員等が行う検査	
		(略)
1.7.2 しゅん功検査 1 検査責任者は、補修契約書第28条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に 通知 するものとする。 2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の 提出 、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その 指示 に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。 3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。 4 しゅん功検査の内容 検査員等は、 工事 目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事 の目的物について、出来形(形状、寸法、精度、数量)、品質及び出来栄えの検査を行う。 (2) 工事 管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 5 立会人 (1)検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。 (2)検査員等は、検査に当たり、当該 工事 の受注者のほか、必要に応じ、当該 工事 に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。 6 修補 (1)検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めるときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。 (2)検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を 指示 することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3)検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を 指示 することができる。この場合、修補完了後、監督職員の 確認 を受けなければならない。	1.7.2 しゅん功検査 1 検査責任者は、補修契約書第28条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に 通知 するものとする。 2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該補修工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、「現場検査カード」を提出しなければならない。 3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の 提出 、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その 指示 に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。 4 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。 5 しゅん功検査の内容 検査員等は、補修工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)補修工事の目的物について、出来形(形状、寸法、精度、数量)、品質及び出来栄えの検査を行う。 (2)補修工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 6 立会人 (1)検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。 (2)検査員等は、検査に当たり、当該 補修工事 の受注者のほか、必要に応じ、当該 補修工事 に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。 7 修補 (1)検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めるときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。 (2)検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を 指示 することができ	変更

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>(4)受注者は、(1)により、検査責任者から「修補命令書」により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。</p> <p>(5)受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。</p> <p>(6)受注者が、(5)の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、補修契約書第32条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	<p>る。この場合、修補の完了をもって合格とする。</p> <p>(3)検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>(4)受注者は、(1)により、検査責任者から「修補命令書」により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。</p> <p>(5)受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。</p> <p>(6)受注者が、(5)の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、補修契約書第32条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	
		(略)
<h2 style="text-align: center;">第5章 植栽維持工</h2>	<h2 style="text-align: center;">第5章 植栽維持工</h2>	変更
		(略)
<p>5.2 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>国土交通省関東地方整備局 道路植栽・緑地管理共通仕様書(案) (平成7年10月)</p> <p>(公社)日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(平成28年3月) (公社)日本道路協会 道路土工 <u>切土工</u>・斜面安定工指針(平成21年7月)</p>	<p>5.2 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>国土交通省関東地方整備局道路植栽・緑地管理共通仕様書(案)(平成7年10月) (社)日本道路協会道路緑化技術基準・同解説(昭和63年12月) (社)日本道路協会道路土工のり面工・斜面安定工指針(平成11年3月)</p>	変更
		(略)
<h2 style="text-align: center;">第7章 伸縮装置補修工</h2>	<h2 style="text-align: center;">第7章 伸縮装置補修工</h2>	変更
<p>7.1 適用</p> <p>1 本章は、伸縮装置補修工として、<u>ジョイント</u>補修工、消音工、段差修正工、鋼製装置補修工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p>2 本章に特に定めのない事項については、土木工事共通仕様書 16.6.3 伸縮装置工の規定によるものとする。</p>	<p>7.1 適用</p> <p>1 本章は、伸縮装置補修工として、ゴム製伸縮装置補修工、消音工、段差修正工、鋼製装置補修工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p>2 本章に特に定めのない事項については、土木工事共通仕様書 16.6.3 伸縮装置工の規定によるものとする。</p>	変更
		(略)
<p>7.5 伸縮装置補修工</p> <p>1 受注者は、伸縮装置補修工(<u>ゴムジョイントおよび簡易鋼製ジョイント</u>)の施工にあたり、舗装版を切断する場合は、「附属施設物設計施工要領[伸縮装置編]」の規定によるものとする。</p> <p>2 受注者は、コンクリート毀し作業は、設計図書に示す時間帯で行うものとするが、特に定めていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 コンクリート毀し作業については、「附属施設物設計施工要領[伸縮装置編]」の規定によるものとする。</p> <p>4 受注者は、伸縮装置補修工(<u>ゴムジョイントおよび簡易鋼製ジョイント</u>)の施工にあたり、コンクリート床版部の損傷度を調査し、報告しなければならない。</p> <p>5 受注者は、伸縮装置補修工(<u>ゴムジョイントおよび簡易鋼製ジョイント</u>)の施工に当たり、コンクリート床版部に衝撃による損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p>6 型枠工、鉄筋工及びコンクリート工については、土木工事共通仕様書 第42章 コンクリート構造物工事及び「附属施設物設計施工要領[伸縮装置編]」の規定によるものとする。</p> <p>7 受注者は、既設伸縮装置の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p>8 伸縮装置 (<u>ゴムジョイントおよび簡易鋼製ジョイント</u>)据付けについては、土木工事共通仕様書 16.6.3</p>	<p>7.5 ゴム製伸縮装置補修工</p> <p>1 受注者は、ゴム製伸縮装置補修工の施工にあたり、舗装版を切断する場合は、「附属施設物設計施工要領[伸縮装置編]」の規定によるものとする。</p> <p>2 受注者は、コンクリート毀し作業は、設計図書に示す時間帯で行うものとするが、特に定めていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 コンクリート毀し作業については、「附属施設物設計施工要領[伸縮装置編]」の規定によるものとする。</p> <p>4 受注者は、ゴム製伸縮装置補修工の施工にあたり、コンクリート床版部の損傷度を調査し、報告しなければならない。</p> <p>5 受注者は、ゴム製伸縮装置の施工に当たり、コンクリート床版部に衝撃による損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p>6 型枠工、鉄筋工及びコンクリート工については、土木工事共通仕様書 第42章 コンクリート構造物工事及び「附属施設物設計施工要領[伸縮装置編]」の規定によるものとする。</p> <p>7 受注者は、既設伸縮装置の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p>8 ゴム製伸縮装置据付けについては、土木工事共通仕様書 16.6.3 伸縮装置工の規定によるものとする。</p>	変更

新：補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>伸縮装置工の規定によるものとする。</p> <p>9 受注者は、地覆及び中央分離帯の継手部における止水処理の施工に当たり、旧シール材を完全に除去し、十分な清掃を行って設計図書に示す材料を充填しなければならない。</p>	<p>9 受注者は、地覆及び中央分離帯の継手部における止水処理の施工に当たり、旧シール材を完全に除去し、十分な清掃を行って設計図書に示す材料を充填しなければならない。</p>	
第9章 緊急応急対策作業	第9章 緊急応急対策作業	<u>追加</u>
		(略)
<p>9.2 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>首都高速道路株式会社 構造物等点検要領 <u>(平成30年7月)</u> 首都高速道路株式会社 地震時応急対策作業要領(土木編) (平成21年4月) 首都高速道路株式会社 地震時保全業務実施要領 <u>(平成24年7月)</u> 首都高速道路株式会社 地震時構造物点検要領 <u>(平成28年7月)</u></p>	<p>9.2 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>首都高速道路株式会社 構造物等点検要領(平成23年7月) 首都高速道路株式会社 地震時応急対策作業要領(土木編)(平成21年4月) 首都高速道路株式会社 地震時保全業務実施要領(平成21年4月) 首都高速道路株式会社 地震時構造物点検要領(平成21年4月)</p>	<u>変更</u>
		(略)

資料 各技術者等の選定及び兼任表

資料 各技術者等の選定及び兼任表

追加

各技術者等の選定及び兼任表

各技術者等の選定及び兼任表

追加

本人に対する他の技術者等 技術者等として選定された本人				兼任の可否													
				施工管理			安全管理				照査管理		設計管理				
				現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	総括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者	
管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の要否	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	総括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	○*	○*	○*	○	○	○	○	×
	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	×
	専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	×
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
専任技術者(担当する工種の施工期間中現場に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	×	
	下請負者	複数人	必要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
安全管理	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	総括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○*	△*	△*	△*	×	×	×	△*	△*	△*	△*	△*	×
		混在工事の他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	元方安全衛生管理者(専属)	元請負者	1人	必要	○*	○*	○*	○*	×	×	×	○*	○*	○*	○*	○*	
元方安全衛生管理代理者	元請負者	1人	必要	○*	○*	○*	○*	×	×	×	○*	○*	○*	○*	○*		
照査管理	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△*	○*	○*	×	×	○	×	
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△*	○*	○*	×	×	○	×	
設計管理	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△*	○*	○*	×	×	×	×	
	照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	×	×	
	担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	○*	○*	×	×	×	×	

本人に対する他の技術者等 技術者等として選定された本人				兼任の可否													
				施工管理			安全管理				照査管理		設計管理				
				現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	総括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者	
管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の要否	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	総括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×
	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×
	専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
専任技術者(担当する工種の施工期間中現場に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
	下請負者	複数人	必要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
安全管理	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	総括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	×	△	△	△	△	×
		混在工事の他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	元方安全衛生管理者(専任)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
元方安全衛生管理代理者(常駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
照査管理	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	○	×	
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	○	×	
設計管理	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	
	照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	×	×	
	担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

変更

○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
 △：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる。
 ※：総括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者の相互で兼任することはできない。
 (例：専任技術者が、元方安全衛生管理者と元方安全衛生管理代理者の両方を兼任することはできない(専任技術者が、元方安全衛生管理者もしくは元方安全衛生管理代理者のいずれかとの兼任は可))
 ×：兼任できない

○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
 △：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
 ×：兼任できない

追加